令和６年度　第２回　市川市中小企業制度融資審議会　会議録

１．日　時　　令和６年 12 月 20 日（金）　午後２時から午後３時まで
２．場　所　　市川市役所第１庁舎５階　第２委員会室
３．出席者
　委員６名
　　疋田委員（会長）・山澤委員（副会長）・稲葉委員・小山田委員・鳥海委員・加藤委員
　事務局７名
　　根本部長・宮内次長・今井課長・石田主幹・富永副主幹・倉持主査・小島主任

４．会議の概要

【午後２時開会】

事務局　　定刻となりましたので、始めさせていただきます。
　本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
　審議会開会に先立ちまして、疋田会長よりご挨拶をお願いいたします。

疋田会長　　－会長挨拶－

事務局　　ありがとうございました。

　　－配布資料確認－

　続きまして、卓上の会議用マイクの使用方法についてご説明いたします。まず、ご発言いただく際に、マイクの台座の右側のスイッチを押していただきます。赤く点灯しましたらご発言ください。発言が終わりましたら、再度、右側のスイッチを押していただきますようお願いいたします。
　本日の会議時間は１時間程度でございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　これより、会議の進行を疋田会長にお願いしたいと思います。

疋田会長　　ただいまより、令和６年度第２回市川市中小企業融資制度審議会を開催いたします。
　本日は６名の委員全員が出席されております。
　市川市中小企業資金融資及び利子補利子補給条例、第 17 条第２項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立しております。

また、公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

ご異議がないようですので、会議は公開といたします。
傍聴人の方はいらっしゃいますか。

－傍聴人なしと確認－

ただいま傍聴人の方はいらっしゃらないとのことです。
本日の会議につきまして、議事録署名人を決定したいと思います。
小山田委員、加藤委員の2名を議事録署名人にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
それでは小山田委員、加藤委員を議事録署名人とすることについて、ただいま異議なしとの声を賜りましたが、お2人におきましては、お引き受けいただきますでしょうか。

小山田委員　　－議事録署名人承諾－
加藤委員
疋田会長　　ありがとうございます。
また、本日は諮問事項があるとのことです。事務局から諮問事項について、ご報告をお願いいたします。

事務局　　本日は、市長より諮問がございますので、市長に代わりまして、経済観光部長の根本より、諮問書を会長にお渡しさせていただきます。

経済観光部長　　－諮問書交付－

疋田会長　　それでは、議題に移りたいと思います。

議題 「資金種別の新設及び廃止について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　－概要説明－

疋田会長　　ただ今、事務局より、議題についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

加藤委員　　融資期間について、設備資金として最長 10 年の案となっておりますが、札幌市や京都市は 15 年で設定されています。実際に設置する設備の耐用年数、つまり減価償却期間等に合わせられれば、事業者負担も少なくなるのではと考えます。

例えば再生可能エネルギーの太陽光パネルや蓄電池等の耐用年数にすることも検討してはいかがでしょうか。

事務局　　融資期間を設備の減価償却期間に合わせることを検討してはどうかというご質問をいただきました。

おっしゃる通りだと思います。

ただ一方で札幌市や京都市は、融資限度額がそれぞれ 1 億円または 8,000 万円と、今回事務局からご提案させていただいている融資限度額である 3,000 万円の 3 倍程度規模が大きい金額を限度額としています。

今回の融資限度額案 3,000 万円に関しては、千葉県制度の環境保全資金との差別化を図るという意味で、設定させていただいた金額となっております。

一方で、主な設備の耐用年数を再度確認した上で、この 10 年という設定期間が適切なものなのか再度検討させていただきたいと思います。

稲葉委員　　環境管理対策資金を廃止することについて、今までこの資金を利用していた事業者、もしくはこれから利用を希望するような事業者への影響はあるのか、という点をお聞かせください。

事務局　　今回資金の新設に伴い廃止をする環境管理対策資金に対しての影響についてご質問をいただきました。

環境管理対策資金につきましては、平成 12 年に創設されております。

対象については資料 1-1 の通り、ISO14001 の認証取得にかかる研修、コンサルタント契約、登録に対する費用、もしくはその設備に要する資金です。

利用実績についてですが、当該資金制度が創設されてから一度も利用がありませんでした。

また、ISO14001 の認証取得の推移につきましても、2008 年から 2015 年までは年間 2 万件以上で推移をしておりましたが、2024 年現在は 1.2 万件と、右肩下がりで推移しているものです。

以上のような利用の実績及び取得の推移件数等を勘案しまして、今回廃止することについては大きな影響が出ないというのが、私どもの判断でございます。

稲葉委員　　確かに利用者がいなければ、影響がないことについてはその通りだと思います。

今回新設されるカーボンニュートラル促進資金という資金名について、割と、目的をピンポイントに絞った名称のような感じがします。実際に設備を導入したいときに、幅広く受け入れられるような名称を考えたりはしなかったのでしょうか。

事務局　本市はカーボンニュートラルシティを表明しておりまして、内容としては 2050 年まで二酸化炭素排出量ゼロを目指しているというものです。本市が重点的に力をいれているこの「カーボンニュートラルの促進」というところに資するための資金ということで、今回検討しておりました。実際に対象とする設備に関しましては、極力多くのものを対象にしたいと考えております。

それにつきましては、先ほど資料 1-3 でお示しをしました、要領に基づいて判断していくことになりますけれども、ここで間口を広く設定することによって、1 件でも多く申請が来るような形を取りたいと考えております。

稲葉委員　ぜひそうして欲しいと思います。全然違う目的だと難しいのでしょうけど、やっぱり 2050 年までいろいろな形でカーボンニュートラルを進める上で、今仰ったように、対象の間口をできるだけ広げてあげることで多くの事業者が申し込めるような利用しやすいもの、これが本来目的とするべきものだと思います。

ただ、タイトルがどうしても絞られるようなイメージがあるので、そこだけ気をつけていただければと思います。

事務局　おっしゃる通りだと思いますので、広報の仕方ですとか、そういったところを上手にやることで、対象が限定されるような印象を与えないように、周知していきたいと考えております。

鳥海委員　対象者について、市川市内で事業をやられている方が対象だと思いますが、事業所が市を跨いで、市の外にある方もいらっしゃると考えますが、今回の設備というのは、市川市内の設置という認識でよろしいでしょうか。

事務局　今回対象となる設備について、市内に設置されるものに限って対象となるのかというご質問をいただきました。

今回新設される資金は設備に限定されるという説明を先ほどさせていただきましたが、市川市の中小企業融資制度における他の資金につきましても、今回新設を予定しているカーボンニュートラル促進資金につきましても、設備資金についてはすべて市内に設置するもののみが対象となります。

そのため、本市で事業を行っているとしても、市外に設置するものに関しては、大変申し訳ありませんが対象外という形になります。

小山田委員　まず融資限度額の 3,000 万円という金額について、どういった目的や理由があって設定したのか教えていただきたい。

次に対象となる設備について、省エネルギーに資する建築物という項目で、例えば屋上の緑地化や、壁面の緑地化も対象になってくるのか。

最後に、申請にあたって事前の相談等は受けていただけるのか、そういった体制はあるのか教えていただきたいと思います。

事務局　3 点ご質問いただきました。

まず 1 点目の融資限度額 3,000 万円とした理由でございます。

資料 1-2「カーボンニュートラル促進資金導入に係る経費等一覧」は、対象となる設備を導入する際におおよそこのぐらいの金額がかかるのではないかいうところを、設備ごとに事務局の方で調べさせていただいて資料に落とし込んだものになります。

もちろん設置の規模や数量によって金額は当然上下するものかと思いますが、現行の環境管理対策資金の融資限度額である 2,500 万円よりはもう少し金額を上げた、具体的に申し上げますと 500 万円上げた形で、運用したいところが事務局の考えでございます。

また先ほど申し上げた通り、千葉県融資制度にあります環境保全資金の融資限度額5,000万円との差別化というところも考慮した次第でございます。

2 点目の省エネルギーに資する建築物の中で、屋上緑地化、壁面緑地化が対象になるのかというところです。

今回、資料にある省エネルギーに資する建築物の例として、高断熱ガラス、建物の断熱強化等というところで、例えば外張りの断熱材の貼り付けや、窓冊子の取り替えが代表的なものと考えております。

一方で今ご意見いただいた屋上緑化、壁面緑化についても当然そういった効果というのはあるものかと思います。先ほど申し上げました資料 1-3 にあります要領の中で拾っていく形になりますので、極力拾えるような形で運用したいと考えております。

3 点目の事前の相談についてお答えします。資料 1-3 の 3 枚目部分に、様式第 1 号として「カーボンニュートラル促進資金計画書(案)」をお示ししているかと思います。

こちらの一番下に※印のところで導入する設備の仕様書の写しを添付してくださいと記載させていただいております。

事前にこういったものをご提出していただくことで、今回導入を考えている設備が、この資金の対象となるかというところの事前相談として、金融機関の担当者と私どもで行っていきたいと考えております。

小山田委員　　様々な新しい設備が出てきている中で、誤った判断がされないように、相談体制はあった方がいいのかなと感じてお話をさせていただきました。

今回の目的であるカーボンニュートラルを目指して、環境負荷の軽減を図っていくということで、この審議会は環境審議会ではないので、どれぐらいCO2排出量を削減できるのかを示すのは難しいのかもしれないですけど、その辺りも何かあると良いのかなと思っておりますが、なにか考えはありますか。

事務局　　カーボンニュートラルの促進に資する上で、何か1つの数字的な目標や目安があると良いのではないかというお話をいただきました。

実を言いますとこの制度を検討し、他市の状況を調べていく中で、CO2排出量がどのぐらい減るのかというところを、計画書の段階で記載をさせている自治体が一部ございました。

一方で私どもが今回、なぜそれを入れなかったのかというところになるのですが、まず極力やはり間口を広くとりたいことがございました。なおかつ、20年30年使っている施設を新しいものにするというところについては、ある程度CO2排出量が減少することに関しては担保がとれるのではないかというところもございます。

では、具体的にどのような判断をしていくのかというところになるんですが、資料1-2、補助金の制度をまとめたものがあったと思うのですが、この中でオレンジ色に色づけがされている部分をご覧ください。

国の省エネルギー投資促進支援事業費補助金、これに関しましては一般社団法人環境共創イニシアチブと団体に国が委託をして、年度ごとに対象設備を設定した上で、補助を実施している制度でございます。

基本的に年度ごとの事業になりますので、毎年度、この機種この型番が対象というものが具体的に明示をされた上で、それを導入する際に補助が受けられるというものになっています。

今回我々が創設をする資金につきましても、基本的にはその補助を受けられるものについてはすべて拾っていけるような形を考えております。

なおかつ、国は年度ごとの事業であり、我々としてもこの制度を1度作って1年でやめるというものではございません。次年度以降も続けていく上で、それ以降に出てくる例えば新しい機械ですとか、もしくは1つ前の型番であっても、拾えるような形で運用していきたいと考えています。

そういった部分や、実際の事業者からの申請での負担を考えた上で、数字の目標はあえて今回、検討しましたが入れなかったという経緯がございます。

小山田委員　　わかりました。目標というよりも、この設備を導入することによって、どれだけ環境負荷が下げられるか、CO2排出量を削減できるかというのが、事業者の皆さんにもわかるようにしていただきたいですし、また市としてもカーボンニュートラルシティを進めているので、この制度で扱った数字というのを、環境審議会にも渡していただきたいなと思っています。環境審議会では、目標立ててやっているのですが、実際にどのようにCO2排出量を削減していくのかという具体的なプランがなかなか出てこないのです。そこに対しては個人だったり企業だったりの努力や協力が絶対必要になってくる。この制度がこのくらい使われて、実際はこうなっていますよというのを見せられるとすごくいいなと思っています。それが検討できるのであればやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局　　仕様書等からそういった数字が拾えるのであれば、我々に申請が来た件数についても取りまとめをして、環境の担当部署の方に渡すということができるかと思いますので検討したいと思います。

疋田会長　　ほかに質問はございませんでしょうか。

－質問等なし―

それでは、議題にありました諮問に対する答申をまとめたいと思います。本日、ご審議いただきました「資金種別の新設及び廃止について」、適当であると答申してよろしいでしょうか。

－異議なし―

本日の審議内容につきましては、市川市に速やかに答申いたします。
　ここで皆様にお諮りいたしますが、答申手続きに関しまして、会長の私にご一任いただいてよろしいでしょうか

－異議なし―

ありがとうございます。以上で議題が終了いたしました。
最後に、事務局から連絡事項はございますか。

事務局　　審議会の今年度の開催は、今回が最後となる予定です。
　来年度につきましては、改めて委員の皆様にご連絡させていただきますのでご承知おき願います。

疋田会長　　事務局から今後の審議会の開催予定について、報告がありました。今年度は今回で最後となり、来年度の開催につきましては、事務局から委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様には様々なご意見を賜り、誠にありがとうございました。委員の皆様から頂戴しました貴重なご意見は、今後の制度運営で活かしていただきたいと思います。

これをもちまして、令和６年度第２回 市川市中小企業融資制度審議会を閉会いたします。

皆様ご協力ありがとうございました。